

平成24年行政事業レビューシート

(文部科学省)

事業名	日本芸術院会員年金の支給等に必要な経費		担当部局庁	文化庁		作成責任者			
事業開始・終了(予定)年度	昭和16年度		担当課室	文化部芸術文化課		芸術文化課長 舟橋 徹			
会計区分	一般会計		施策名	X III-1 芸術文化の振興					
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	文部科学省設置法 第32条 日本芸術院令		関係する計画、 通知等	-					
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	日本芸術院は、美術、文芸、音楽、演劇、舞踊等芸術各分野の優れた芸術家を優遇するために設けられた栄誉機関であり、芸術の発達に寄与する活動を行い、芸術に関する重要事項を審議し、及びこれに関し文部科学大臣又は長官に意見を述べる事ができる会員の活動を支え、会館を運営する。								
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	<ul style="list-style-type: none"> 日本芸術院は院長1名と会員120名以内で組織され、美術、文芸、音楽・演劇・舞踊の3部で構成される。 会員は終身とし、予算の範囲内で年金が支給される。 会員には各部の選挙で過半数を得た者が推薦され、総会の承認を経た後、文部科学大臣より任命されるが、その選考を行う。 会員以外のもので、卓越した芸術作品と認められるものを制作した者及び芸術の進歩に貢献する顕著な業績があると認められる者に対して、毎年、恩賜賞と日本芸術院賞を天皇皇后両陛下の御臨席のもと授与するが、その選考を行う。 日本芸術院の所蔵作品の公開展示や会員による講演会の実施、その他日本芸術院活動記録作成や会員に関する記録制作を行う。 								
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求			
		当初予算	340	343	351	340	336		
		補正予算	▲ 24	▲ 6	▲ 6	-	-		
		繰越し等	-	-	-	-	-		
	計	316	337	345	340	336			
	執行額	303	304	314					
執行率 (%)	95.9%	90.2%	91.1%						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)	
	日本芸術院会員(120名以内)		成果実績	人	105	105	109	120	
			達成度	%	87.5	87.5	90.8	()	
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)	
	恩賜賞及び日本芸術院賞授与数(15件以内)		成果実績	人	9	9	8	15	
			達成度	%	60	60	53		
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込	
	所蔵作品公開展示及び会員特別講演会の集客数		活動実績 (当初見込み)	人	41,644	13,379	44,652 (50,000)	- (80,000)	
単位当たり コスト	137,800(円/回)		算出根拠	X:講堂の会場設営経費75,600円+会員への謝金200,000円(2名 @100,000円) Y:講演会2回 ※24年度以降、会場設営を職員が行うことで経費を削減予定					
平成24・25年度 予算内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由					
	日本芸術院会員手当	303 百万円	303 百万円						
	諸謝金	2 百万円	2 百万円						
	日本芸術院賞金	15 百万円	15 百万円						
	職員旅費	1 百万円	1 百万円						
	委員等旅費	0.1 百万円	0.4 百万円						
	庁費	19 百万円	16 百万円						
	計	340 百万円	336 百万円	※表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計は一致しない					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	-	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	我が国における芸術上の功績顕著な芸術家の顕彰は、芸術家の地域編在居住実態等もあるが、全国的な視点で審査(評価)して行うべきものであり、国が実施すべき事業である。 不用率の理由は、把握している。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	○	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・用途	-	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	天皇后両陛下御臨席のもと行われる恩賜賞・日本芸術院賞授賞式に係る経費や、日本芸術院会館の運営に必要な経費のみに使途を限定している。
	-	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	-	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	活動については、会員の慎重な審査等を経た上でっており、実効性の高い手段となっている。 成果目標については、会員の会議結果を踏まえ、適切に立てられており、実績も見込みに見合ったものとなっている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	○	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。	
	-	※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	法令等に基づき事業を実施し、会員等に対し支出している。 引き続き、芸術上の功績顕著な芸術家を顕彰するための会員手当を適正に支給するとともに、我が国の文化芸術の振興を図るために必要な事業を円滑に実施していく必要がある。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	1. 事業評価の観点:本事業は、芸術上の功績顕著な芸術家を日本芸術院会員として顕彰し、会員手当を支給等するものであり、長期継続事業の観点から検証を行った。 2. 所見:長年にわたって実施しているものの、法令に基づく会員手当の支給であり、現行において見直す点は認められず、現在の事業内容・予算規模を維持すべきである。		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点(概算要求における反映状況等)			
補記 (過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載)			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0465	平成23年行政事業レビュー	0382

※平成23年度実績を記入

日本芸術院
314百万円

賞金
諸謝金
職員旅費
委員等旅費
庁費等

9百万円
2百万円
1百万円
0.3百万円
26百万円

を含む

↓
【支給】

A 日本芸術院会員
全109人
275百万円

〔日本芸術院会員に対し会員手当を支給〕

※ 表示単位未満四捨五入の関係で、積み上げと合計は一致しない。

資金の流れ
(資金の受け
取り先が何を
行っているか
について補足
する)(単位:
百万円)

費目・使途 （「資金の流れ」においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載）	A.個人			E.		
	費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
	会員手当	日本芸術院会員に対して支給する会員手当	3			
	計		3	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	個人A(院長)	日本芸術院院長に対する院長手当支給によるもの	3		
2	個人B(第一部長)	日本芸術院部長に対する部長手当支給によるもの	3		
3	個人C(第二部長)	日本芸術院部長に対する部長手当支給によるもの	3		
4	個人D(第三部長)	日本芸術院部長に対する部長手当支給によるもの	3		
5	個人E(会員)	日本芸術院会員に対する会員手当支給によるもの	3		
6	個人F(会員)	日本芸術院会員に対する会員手当支給によるもの	3		
7	個人G(会員)	日本芸術院会員に対する会員手当支給によるもの	3		
8	個人H(会員)	日本芸術院会員に対する会員手当支給によるもの	3		
9	個人I(会員)	日本芸術院会員に対する会員手当支給によるもの	3		
10	個人J(会員)	日本芸術院会員に対する会員手当支給によるもの	3		